

ミネラルウォーター類の品質表示ガイドライン

(概要)

1. 適用範囲

このガイドラインは地下水等のうち、飲用適の水（カルシウム、マグネシウム等（硬度）及びpH値を除き、水道法（昭和32年法律第177号）第4条に適合する水をいう。）を容器に詰めたもの（炭酸飲料の日本農林規格（昭和46年6月27日農林省告示第567号）に規定する炭酸飲料を除く。以下「ミネラルウォーター類」という。）に適用する。

2. 一括表示事項の例

品名	ナチュラルミネラルウォーター
原材料名	水（鉱泉水）
内容量	2,000ml
賞味期限	1997.3
保存方法	直射日光を避けて保存してください
採水地	東京都千代田区霞ヶ関
使用上の注意	開封後は早めにお召し上がりください
使用方法	コーヒー、水割り等にお使いください
製造者等	東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 ○○飲料株式会社

注：上記表示事項の中で最も特徴的な事項は採水地である。採水地の明示が水のみを原料としているミネラルウォーターの商品特性・差別化の指標になるからである。

3. ミネラルウォーター類の分類

1990.3.30 制定

分類	品名	原水	処理方法
ナチュラルウォーター	ナチュラルウォーター	特定水源より採水された地下水	ろ過、沈殿及び加熱殺菌以外の物理的・化学的処理を行ってはならない
	ナチュラルミネラルウォーター	特定水源より採水された地下水のうち、地下で滞留又は移動中に地層中の無機塩類が溶解したもの	
ミネラルウォーター	ミネラルウォーター	ナチュラルミネラルウォーターの原水と同じ場合	ろ過、沈殿及び加熱殺菌以外に次に掲げる処理を行ったもの *複数の原水の混合 *ミネラル分の微調整 *ばつ氣など
ボトルドウォーター	ボトルドウォーター	ナチュラルミネラルウォーターの原水と同じ場合	ろ過、沈殿及び加熱殺菌以外に原水の本来成分を大きく変化させる処理を行ったもの
		その他、原水が地下水以外の場合 *純水 *蒸留水 *水道水など	但し、食品衛生法に基づく殺菌が必要である

(参考)

ミネラルウォーター類の品質表示ガイドライン

平成2年3月30日農林水産省食品流通局長 2食流第1071号

新食品等品質ガイドラインの推進について

近年、食生活の多様化、高度化が進む中にあって、消費者は、健康志向、自然志向等様々な志向を強め、これに対応していわゆる健康食品、自然食品等の新食品等の流通が増加しております。また、食品産業における技術開発、原材料の多様化等により、いわゆるコピー食品等の新しいタイプの加工食品が製造されるようになっています。

このことは、消費者ニーズに応える動きであるものの、これまで一般消費者が日常購入してきた食品でないことから、消費者が十分な商品知識を持っていないため、適正な選択に必要な情報の提供が求められております。

しかしながら、その情報提供の手段として重要な役割を果たすべき品質表示の実態について見ますと、十分な表示がなされていない、業者により表示の仕方がまちまちである、分かりやすい表示になっていない等の問題があり、このため、消費者等からこれらの食品について品質表示の適正化を図るよう強く要望されております。

このような新食品等についても、可能な限りJAS法に基づくJAS規格及びこれに準拠して作られる品質表示基準によって、品質の向上と併せて品質表示の適正化を図るよう努めておりますが、新食品等のうち品質特性が定着していないもの等については、品質の良し悪しの基準が明らかになっていないため、JAS法に基づく規格・基準を制定することが困難な実情にあります。

したがって、このような新食品等について、品質表示の適正化を図るため、別添のとおり品質表示ガイドラインを設定いたしましたので、この趣旨及び品質表示ガイドラインの内容を十分御理解の上、貴会傘下企業等に対して周知徹底を図られるとともに、その推進方法について特段の御配慮をよろしくお願ひいたします。

ミネラルウォーター類（容器入り飲用水）の品質表示ガイドライン

1. 適用範囲

このガイドラインは、地下水等のうち飲用適の水（カルシウム、マグネシウム等（硬度）及びpH値を除き、水道法（昭和32年法律第177号）第4条に適合する水をいう。）を容器に詰めたもの（炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）に規定する炭酸飲料を除く。以下「ミネラルウォーター類」という。）に適用する。

2. 一括表示事項

(1) ミネラルウォーター類の製造者（販売者が製造者との合意により製造者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては販売者とし、輸入品にあっては輸入者とする。以下「製造者等」という。）は、次の事項（3の(1)のエに規定する飲用水又はボトルウォーターにあっては、オを除く。）をミネラルウォーター類の容器又は包装に一括して表示するものとする。

ア 品名

イ 原材料名

ウ 内容量

エ 製造年月日

オ 採水地

カ 使用上の注意

キ 使用方法

ク 製造者等

(2) 容器又は包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その食味及び品質特性を十分に保持し得ると製造者が認める期間（以下「賞味期間」という。）が6ヶ月以内のものにあっては、(1)に規定する事項のほか、賞味期間及び保存方法を一括して表示するものとする。

(3) 輸入品にあっては、(1)に規定する事項のほか、原産国名を一括して表示するものとする。

(4) ガラス瓶（紙栓を付けたものを除く。）又はポリエチレン製容器に収められたものにあっては、製造年月日を省略することができる。

(5) 使用上の注意及び使用方法は省略することができる。

(6) 製造年月日、賞味期間、保存方法、使用上の注意及び使用方法は、一括表示のそれぞれの欄に記載箇所を表示する場合又は事項名を併記して表示する場合には、一括表示以外の箇所に記載することができる。

(7) 印刷瓶詰めのものにあっては、(6)に規定するもののほか、内容量については、一括表示の欄に記載箇所を表示する場合又は事項名を併記して表示する場合には、一括表示以外の箇所に記載することができ、採水地については、一括表示以外の箇所に事項名を併記して表示することができる。

3. 表示の方法

2に規定する事項は、次に定めるところにより、容器又は包装の見やすい箇所に表示しなければならない。

- (1) 品名
ア 特定の水源から採水された地下水を原水とし、沈殿、濾過、加熱殺菌以外の物理的・化学的処理を行わないものにあっては、「ナチュラルウォーター」と記載すること。
イ ナチュラルウォーターのうち鉱化された地下水（地表から浸透し、地下を移動中又は地下に滞留中に地層中の無機塩類が溶解した地下水（天然の二酸化炭素が溶解し、発泡性を有する地下水を含む。）をいう。）を原水としたものにあっては、「ナチュラルミネラルウォーター」と記載することができる。
ウ ナチュラルミネラルウォーターを原水とし、品質を安定させる目的等のためにミネラルの調整、ばつ氣、複数の水源から採水したナチュラルミネラルウォーターの混合等が行われているものにあっては、「ミネラルウォーター」と記載すること。
エ ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター及びミネラルウォーター以外のものにあっては、「飲用水」又は「ボトルドウォーター」と記載すること。
- (2) 原材料名
ア 「水」と記載し、水の次に括弧を付して、原水（鉱水・鉱泉水・湧水・温泉水、浅井戸水・水道水等）の種類を記載すること。ただし、原水の種類を原材料として記載することができる。
イ ミネラル等を添加したものにあっては、製品に占める重量の割合の多いものから順に、「塩化カルシウム」、「炭酸水素ナトリウム」等と記載すること。
- (3) 内容量
内容重量をグラム若しくはキログラムの単位で、又は内容体積をミリリットル若しくはリットルの単位で、単位を明記して記載すること。
- (4) 製造年月日
次の例のいずれかにより記載すること。ただし、カタカナについては、缶詰又は瓶詰のものに表示する場合に限る。
ア 平成2年4月1日
イ 2.4.1
ウ 1990年4月1日
ユ 1990.4.1
オ 90.4.1
カ 020401
キ 900401
- (5) 賞味期間
月又または日の単位で記載すること。
- (6) 採水地
都道府県、郡、市、区及び町村（輸入品にあっては、これに準ずる地名）を記載すること。なお、これに加え、字若しくは地番又は採水源名を記載することができる。ただし、政令指定都市、県庁所在地にあっては、都道府県名を省略することができる。
- (7) 保存方法
「直射日光を避けて保存してください」等と記載すること。
- (8) 使用上の注意
「開封後は早めにお召し上がりください」等と記載すること。
- (9) 使用方法
「コーヒー、紅茶、水割りにお使いください」等と記載すること。
- (10) 製造者等
ア 表示を行う者が製造者の場合にあっては、製造所の所在地及び製造者の氏名（法人の場合は、その名称。以下同じ）又は製造者の住所及び氏名並びに食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第5条第4項の規定に基づき厚生大臣に届け出た製造所固有の記号を記載すること。
イ 表示を行う者が販売者の場合にあっては、販売者の住所及び氏名並びに規則第5条第4項の規定に基づき厚生大臣に届け出た製造所固有の記号を記載すること。
ウ 表示を行う者が輸入者の場合にあっては、輸入者の営業所の所在地及び氏名を記載すること。
- (11) 表示に用いる文字
ア 背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）（以下「JISZ8305」という。）に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、容器又は包装の表示可能面積がおおむね150cm²以下のものにあっては、JISZ8305に規定する6ポイントの活字以上の大きさの活字とすることができます。
イ 印刷瓶詰のふたに表示する文字は、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。
4. その他の表示事項
(1) 二酸化炭素圧力が摂氏20度で1.0kgf/cm²未満であって、殺菌又は除菌（濾過等により原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育しうる微生物を除去することをいう。）を行わないものにあっては、

殺菌又は除菌を行っていない旨を表示すること。

(2) ナチュラルミネラルウォーターのうち発泡性を有するものにあっては、二酸化炭素を含有している旨を表示すること。

(3) ミネラルの調整（ナチュラルミネラルウォーターの年間の品質を安定させるために加工助剤としてミネラルを使用すること及びフレークス防止のために一部ミネラルを除去することをいう。）を行ったものにあっては「ミネラル調整」と、ばつ気を行ったものにあっては「ばつ気処理」と、複数の水源から採水したナチュラルミネラルウォーターの混合を行ったものにあっては「ナチュラルミネラルウォーター混合」と処理方法を記載すること。ただし、商品の説明、特性等を記載した文中に処理方法が明記されている場合はこの限りではない。

5. 表示禁止事項

次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 医薬品的な効能効果を表示し、又は暗示する用語
- (2) ナチュラルウォーター、ナチュラルミネラルウォーター以外のものに対する「自然」、「天然」の用語及びこれに類似する用語
- (3) 一括表示事項又はその他の表示事項の内容と矛盾する用語
- (4) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

主な原水の種類

- 1. 井戸水：浅井戸からポンプ等により取水した地下水
- 2. 深井戸水：深井戸からポンプ等により取水した地下水
- 3. 溺水：不圧（自由面）地下水、被圧地下水の区分によることなく、自噴している地下水
- 4. 鉱泉水：自噴する地下水のうち水温が25℃未満の地下水であり、かつ、溶存鉱物質等により特徴付けられる地下水
- 5. 温泉水：自噴する地下水のうち水温が25℃以上の地下水、又は、温泉法第2条に規定される溶存鉱物質等により特徴つけられる地中水のうち飲用適のもの
- 6. 伏流水：上下を不透水層にはさまれた透水層が河川と交わるとき透水層内に生じる流水
- 7. 鉱水：ポンプ等により取水した地下水のうち溶存鉱物質等により特徴付けられる地下水